

生徒指導だより

H29.7.24

自転車事故に注意しましょう

自転車については、一昨年の道路交通法改正により、自転車運転中に危険行為を3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」を受講しなければならなくなりました。対象年齢が14歳以上となっているため、高校生も対象になります。

例えば、イヤホンで音楽を聴きながら、携帯電話やスマホを使用しながらの運転などは、本校生徒にもたまに見られますが、これは安全運転義務違反となる危険行為です。自転車に免許はありませんが、道路交通法上は車両であり、運転する際には交通法規や交通標識を守らなければなりません。これくらいなら大丈夫と自分勝手に軽く考えて、大きな事故につながることも少なくありません。相手が大きなケガをしたり、最悪死亡してしまうと、億を超える賠償責任が生じる場合もあります。ぜひ、ご家庭においても自転車は車両であるという意識を持ち、交通ルールを守って利用するようにご指導ください。

また、万が一、交通事故に遭ったときには、その後のトラブルを防ぐためにも、どんな些細な事故でも必ず警察と学校に連絡するようにご指導ください。

高校生の交通事故・違反「0」 3か月運動実施中です

この運動は、毎年7月1日～9月30日まで高校生の交通事故や交通違反の防止を目的として、山梨県下の全ての高校で取り組んでいます。交通安全意識の高揚を図るとともに交通規則の遵守を徹底し、期間中の無事故・無違反を目指します。

本校では、規律委員による登校時の街頭交通安全指導、通学時マナーアップ運動、バイク通学者対象の二輪車安全運転実技講習会の実施、生徒への周知

のための立て看板の設置などを通して、交通安全に対する意識の高揚を図っています。



「二輪車安全運転実技講習会」

不審者に注意してください

昨年の秋頃から各地で女子中学生や高校生を狙った不審者が出没しています。先日もニュースになりましたが、中央市で女子高校生がカッターのようなもので脅されるという事件がありました。

本校でも不審者情報が出るたびに、登下校の際にはなるべく1人で行動しない、下校時は寄り道をせずすぐに下校する、できるだけ暗い道や人通りの少ない道は避ける、防犯ブザーを携帯するなど、被害に遭わないために注意を促していますが、まずは自分の身を守るために自分でできることをしてください。そしてもし不審者に遭ったら、すぐに逃げる、周りの人に助けを求める、近くの家や店に助けを求めるなど自分の身を守って、その後すぐに警察に通報してください。すぐ通報しないと犯人が逃亡してしまい、見つけることが難しくなります。

スマホ・携帯電話の使い方について

本校でも多くの生徒がスマートフォンを使用していますが、高校生の多くは電話として利用するよりも、インターネット接続ツールとして使用しています。その中でも圧倒的に多いのが『LINE』の利用です。高校生の9割が『LINE』を利用しており、『LINE』をするためにスマホを持つという生徒も多いようです。ほとんどの高校生が『LINE』などのSNS上に個人情報を掲載することはリスクがあると思っている一方で、SNS利用者の8割が自分の写真、高校名、本名、住所や友達の写真などの個人情報を掲載してしまっているのが現状です。さらに、その公開設定を友達にのみ公開している生徒と、誰でも見られる設定にしている生徒が同じくらいいるそうです。これらの個人情報の公開が様々なトラブルにつながる危険があることを、もう一度よく考えた上でSNSを利用してください。

また、いつもスマホをいじっている、スマホがないと不安になるといった『スマホ依存』も大きな問題になっています。スマホの利用により学習時間や睡眠時間を十分に確保できていない生徒もいます。おもちゃを与えられた子どもではないのですから、スマホ依存にならないように自分で考えて上手に利用し、スマホに振りまわされるような生活をしないでください。

そのためにも、ぜひ、この夏休みにご家庭でも安全に利用するためにはどうするか、使用時間を制限するなどスマホの利用方法についてのルールを話し合っ